

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより平成24年12月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成24年11月16日付、橋総第169号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案27件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成24年11月20日付、橋監委第74号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成24年9月3日から11月25日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 阪本君、

15番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（井上勝彦君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの19日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第6号）） から、日程第29 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について までの27件

○議長（井上勝彦君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第6号）） から、日程第29 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について までの27件を一括議題といたします。

市長提出の議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようござ

います。

平成24年12月市議会定例会の開会にあたり、上程議案の説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。早いもので、今年もあと一月と少しを残すばかりとなりました。朝夕はめっきり寒くなり、冬の訪れを感じる季節となりました。

本日より12月14日までの19日間にわたりまして、ご協議並びにご審議をいただくわけですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、国政では衆議院の解散が行われ、12月4日に公示、12月16日に総選挙が行われる運びとなりました。国が解決、対応を迫られている問題は、震災復興、消費税増税を含む財政問題、T P Pへの対応、中国・韓国との外交問題、沖縄の基地問題、原発等のエネルギー問題など枚挙にいとまがありません。私といたしましては、政治空白を最小限にしていただき、選挙が終わった暁には、まとまりのある政権を立ち上げ、多くの課題に果敢に取り組んでいただきたいと期待を申し上げます。

それでは、閉会中に生じた行政上の本市の主な出来事についてご報告させていただきます。

まず、はじめに、11月3日、橋本市文化顕彰式が教育文化会館で行われました。文化賞に2名、文化功労賞に2名、文化奨励賞に1団体が選ばれました。平成18年度の新市誕生後、17名及び10団体が表彰されたこととなります。

また、市政功労者表彰も11月6日、同じく教育文化会館で行われました。今年は、社会福祉、保健衛生、教育文化及び治安の各分野で、14名の方々に表彰させていただきました。

この賞では、平成18年度の新市誕生後、36名の方々が表彰されたこととなります。

改めて、お祝いを申し上げるとともに、今後も市民の模範として、ご活躍を期待いたしたいと思ひます。

11月9日には、東京橋本会が東京グリーンパレスで行われました。参加者は59名を数え、本市からは井上議長、山田副議長をはじめ、楠本、堀内両市議会議員や阪口衆議院議員と平木、岩田両県会議員、そして市内企業の代表者の方々のご出席をいただき、にぎやかな、そして意義深い総会となりました。私のほうからは、毎回、お願ひしていることでございますが、企業の紹介など企業誘致への後押しについて、出席者の皆さんに強くお願ひを申し上げたところでございます。

11月10日には、第2次和歌山地域司法計画策定記念シンポジウムが教育文化会館で行われました。1990年に和歌山地家裁妙寺支部が廃止されて以来、伊都・橋本地域には地家裁支部がなく、今後の町の発展のために、裁判所を橋本へ呼び込むための最初の催しとなりました。基調講演とパネルディスカッションがあり、市民の方に興味を持っていただく契機となったと思ひております。

また、11月11日には、農林業と商工業のお祭りであります第7回「まっせ・はしもと」が行われました。あいにくの天候でしたが、出店数83店、約1万5,000人の来場者を迎え、盛会のうちに終えることができました。

11月21日には、観光トップセールスを、さいたま市と東京都渋谷区で行ってまいりました。さいたま市では、橋本・伊都広域観光協議会としてテレビ埼玉に出演し、橋本の特に地場産業の柿であるとか、あるいは釣竿、パイル織物等を中心にPRを行いました。渋谷区では、「そろそろ和歌山に行ってみようキャンペーン」のオープニングレセプションが、

仁坂知事あるいは県下の主立った首長が出席されたところをございまして、私からは、伊都・橋本のPRを行い、特に橋本市の富有柿と柿の葉ずしのおいしさを宣伝しました。関東からの観光客を呼び込むことは非常に大切であり、これからも着実なPRを進めていきたいと考えております。

それから、11月24日をございしましたが、人権啓発月間でありますので、市民会館におきまして、市民を対象に人権啓発の講演会がございました。これはもう本当に満員の盛況ぶりをございます。

また、昨日の11月25日、運動公園におきまして、橋本体育館を中心に、「すこやか橋本学びの日」など本市の事業はもとより、各地区・各種団体の催しなど、秋には多くの行事がございましたが、これら大過なく開催できたのも、関係各位のご協力とご努力のたまものと深く感謝いたしております。議員各位におかれましても、大変お忙しい中、これらの行事に出席いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、12月市議会定例会に上程いたしました議案についてご説明を申し上げます。

今議会には、平成24年度一般会計補正予算の承認案件が1件、平成24年度一般会計及び特別会計、企業会計の各補正予算案件が9件、条例関係13件、その他の案件として市道路線の認定、字の区域の変更、権利の放棄、公の施設の指定管理者の指定、合わせて27件を上程させていただきました。

まず、承認第1号の平成24年度一般会計補正予算（第6号）をございます。衆議院の解散により、総務費で衆議院議員総選挙の経費として総額3,564万円を、教育費では応其幼稚園を平成25年4月、応其小学校内に仮移転するための経費として800万円を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月16日に専

決処分したもので、同条3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、議案第1号から議案第9号までは、平成24年度一般会計及び各特別会計、企業会計の各補正予算をございます。

一般会計補正予算の歳出の主なものをご説明申し上げますと、各歳出科目において、人事院勧告に伴う給与改定や人事異動による各科目の調整、退職者の増加による退職手当の増額など、職員給与の増減額を計上したほか、職員給与以外では、民生費の社会福祉費において、心身障がい者の介護給付や訓練等給付など日常生活上の援助を行う、自立支援給付に要する経費の今年度必要見込み額の増減額を計上してございます。

同じく、民生費・児童福祉費の児童福祉総務に要する経費では、社会福祉法人桃郷のつくしんぼ園が新築移転するにあたり、備品購入費の一部を補助するものでございます。

次に、衛生費のごみ対策に要する経費では、生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金として、可燃ごみの収集回数を軽減する世帯数の増加が見込まれるため、増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第2号から議案第7号までは各特別会計の補正予算、議案第8号は水道事業会計補正予算、議案第9号は病院事業会計補正予算をございます。

各特別会計及び水道事業会計は人件費の増減額をそれぞれ計上した以外に、企業会計の歳出の主なものをご説明させていただきますと、議案第8号の橋本市水道事業会計補正予算（第3号）では、債務負担行為として、浄水場運転管理業務を平成25年度から平成27年度までの3年間について定めるものです。

議案第9号の橋本市病院事業会計補正予算

(第3号)では、債務負担行為として、輸血ポンプリースを平成24年度から28年度までの5年間について定めるものです。

以上が、今議会に提案いたしました各会計補正予算案の概要でございます。

議案第10号から議案第16号までは、いずれも地域主権改革一括法に関する条例の整備を行うものでございます。

まず、議案第10号の橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例は、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準等を定めるものでございます。

議案第11号の橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例は、水道法の改正に伴い、布設工事監督者の配置基準等を定めるものでございます。

議案第12号の橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例は、下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を定めるものでございます。

議案第13号の橋本市道路及び河川の基準等に関する条例は、道路法等の改正に伴い、市道及び河川の構造の基準等を定めるものでございます。

議案第14号の橋本市営住宅等の整備基準に関する条例は、公営住宅法等の改正に伴い、公営住宅等の整備基準を定めるものでございます。

議案第15号の橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、公営住宅法等の改正に伴い、公営住宅等の入居収入基準を定めるものでございます。

議案第16号の橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、一般廃棄物処理

施設の技術管理者に求められる資格を定めるものでございます。

続きまして、議案第17号の橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例、議案第18号の橋本市老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例及び議案第19号の橋本市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例は、いずれも橋本市保健福祉センターの建設に伴い、機能が移転する関係施設の条例を整備するものでございます。

議案第20号は、橋本市税条例の一部を改正する条例でございます。市税に係る督促状の発送時期は、地方税法において「納期限後20日以内」となっておりますが、20日以内に督促状を発送することが困難な状況が続いております。特別の事情がある場合は、条例により地方税法と異なる期間を設定することができることから、督促状の発送時期を「納期限後30日以内」に変更いたします。

議案第21号の橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、和歌山県の乳幼児医療費補助金交付要綱の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第22号は、橋本市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。公共下水道の汚水処理経費は、原則使用料で賄うこととなっておりますが、現状は維持管理費の90%に満たない状況にあります。また、紀の川流域下水道経営計画の見直しにより、平成23年度に流域下水道伊都浄化センターの維持管理負担金が値上げされましたが、さらに平成25年度から再値上げされる予定であることから、平成25年4月から使用料を1㎡当たり130円から150円に改定いたします。

議案第23号は、市道路線の認定についてでございます。これは、あやの台64号線のほか31路線を新たに市道として認定するものでございます。

議案24号は、字の区域の変更についてでございます。これは、平成21年度に行われた地籍調査の成果をもって、向副・横座・賢堂の一部を変更するものでございます。

議案第25号の権利の放棄は、橋本市土地開発公社に係る債権の一部を放棄するものでございます。橋本市土地開発公社を本年度内に解散するにあたり、同公社の借入金に対する債務保証額を、本市が借り入れた第三セクター等改革推進債により代位弁済を行いました。これにより得た求償権をもって同公社に対して債務の返済を請求したところ、土地による代物弁済と残額の債権放棄の要請がありましたので、当該債権を放棄するため議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールの指定管理者として、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、承認1件、議案26件、計27件につい

てご説明申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう切にお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）市長の説明が終わりました。

○議長（井上勝彦君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明11月27日から12月2日までの6日間は議案調査等のため休会とし、12月3日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午前9時52分 散会）